

昭和五十一年通商産業省令第二十六号

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則  
石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、石油備蓄法施行規則を次のように制定する。

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 石油の備蓄  
第一節 石油備蓄目標(第六条)

第二節 石油ガス以外の石油の備蓄(第七条―第十九条)

第三節 石油ガスの備蓄(第二十条―第二十六条)

第三章 災害時石油供給連携計画の届出等(第二十六条の二―第二十六条の九)

第四章 石油輸入業の登録等  
第一節 石油輸入業の登録(第二十七条―第三十一条)

第二節 石油精製業等の届出(第三十二条―第三十四条)

第五章 国家備蓄石油(第三十四条の二)

第六章 勧告等(第三十四条の三―第三十四条の五)

第七章 雑則(第三十五条―第四十八条)

附則  
第一章 総則  
(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(指定石油製品)

第二条 法第二条第二項の経済産業省令で定める炭化水素油は、揮発油、灯油(ジェット燃料油を含む)、軽油及び重油とする。

(特定設備)

第三条 法第二条第四項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

1日の処理能力(キロリットル) 110,001  
9×R<sup>2</sup>

Rは、蒸留塔の、その中心線に垂直な面に属する内径のうち最大のものをセンチメートルで表した数値とする。

2 法第二条第四項の石油精製の用に供する設備であつて経済産業省令で定めるものは、石油改質設備及び石油分解設備であつて、次の各号に掲げるものの以外のものとする。

一 試験研究用のもの  
二 改質油の全部が芳香族系炭化水素を抽出するための設備に直結する導管を通じて送油され、その大部分が芳香族系炭化水素として抽出されるもの(石油販売業者)

第四条 法第二条第六項の経済産業省令で定める規模は、次のとおりとする。

一 原油又は指定石油製品の販売を行う事業にあつては、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第九条の四に規定する指定数量

二 石油ガスの販売を行う事業にあつては、使用するタンクの容量が五トン

三 前二号に掲げるもののほか、当該年度の販売予定量又は前年度の販売量のいずれか大きい数量が次に掲げる数量

イ 原油にあつては、千キロリットル  
ロ 揮発油にあつては、二千四百キロリットル

ハ 灯油にあつては、六十キロリットル  
ニ 軽油にあつては、千八百キロリットル  
ホ 重油にあつては、百二十キロリットル  
ヘ 石油ガスにあつては、三百六十トン

(特定石油販売業者)

第五条 法第二条第七項の経済産業省令で定める石油の年間の販売量は、二百五十万キロリットルとする。

2 法第二条第七項の経済産業省令で定める密接な関係は、当該石油販売業者が石油精製業者の発行済株式の総数又は出資の総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額(以下この条において「株式等」という。)を直接又は間接に保有している関係をいう。

3 前項の場合において、当該石油販売業者が石油精製業者の発行済株式等の百分の五十以上の株式等を直接又は間接に保有しているかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該石油販売業者が所有(自己の名義をもつてするものに限る。以下この項において同じ。)する当該石油精製業者の株式等が当該石油精製業者の発行済株式等のうちに占める割合

二 出資関連法人(当該石油精製業者の株主等(株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。)で

ある法人であつて、その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が次に掲げる法人により所有されているものをいう。以下この号において同じ。)が所有する当該石油精製業者の株式等が当該石油精製業者の発行済株式等のうちに占める割合(当該出資関連法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合)

イ 当該石油販売業者  
ロ その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が次に掲げる法人により所有されている法人

(1) 当該石油販売業者  
(2) その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が当該石油販売業者により所有されている法人

第二章 石油の備蓄  
第一節 石油備蓄目標

(石油備蓄目標)

第六条 法第四条第一項の石油備蓄目標は、毎年度の開始後遅滞なく定めるものとする。ただし、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため、当該年度の開始後遅滞なく、当該年度以降の五年間についての同条第二項各号に掲げる事項を定めることが困難であるときは、この限りでない。

第二節 石油ガス以外の石油の備蓄  
(石油精製業者等)

第七条 法第五条第一項の石油精製業者、特定石油販売業者又は石油輸入業者のうち経済産業省令で定めるものは、それぞれ次のとおりとする。

一 石油精製業者 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の生産量が十万キロリットル以上であるもの

二 特定石油販売業者 届出月の直前の十二箇月の石油の販売量が二百五十万キロリットル以上であるもの

三 石油輸入業者 届出月の直前の十二箇月の石油の輸入実績を有するもの。この場合において、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第三号に規定する外国貨物である指定石油製品であつて、同法第二十九条に規定する保税地域から本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機の燃料として当該船舶又は航空機に積み込むことを目的として

代金の全部について決済を要しない貨物として輸入したもの(以下「特定石油製品」という。)の数量及び潤滑油、石油コークス、石油ろう等(以下「潤滑油等」という。)の製造の事業を行う者(以下「潤滑油等製造業者」という。)で石油精製業者以外のものの潤滑油等の製造のための原料として輸入した石油の数量は、届出月の直前の十二箇月の石油の輸入量に算入しないものとする。

四 前三号に掲げるもののほか、過去前三号のいずれかに該当したものであつて、届出月の前月に保有すべき石油の量が法第五条第一項の規定により算定されているもの

(石油基準備蓄量の届出)

第八条 法第五条第一項の規定による届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出しなければならない。

2 法第五条第一項の経済産業省令で定める事項は、石油精製業者にあつては第一号から第十号までに掲げる事項、特定石油販売業者にあつては第一号から第五号まで及び第八号から第十号までに掲げる事項、石油輸入業者にあつては第一号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに掲げる事項とする。

一 届出月の前月の指定石油製品の生産量(石油精製業者等の委託を受けて製造した指定石油製品の数量を除き、他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。)から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 国産原油を原料として届出月の前月中に製造した指定石油製品の数量

ロ 購入した指定石油製品を原料として届出月の前月中に製造した指定石油製品の数量

ハ その工場において燃料用、洗じよう用途の他これらに準ずる用途に供するため届出月の前月中に消費した指定石油製品の数量

ニ 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち輸出し、又は輸出することを目的として販売したものの数量を合計した数量

ホ 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量

へ 届出月の前月中に製造した指定石油製品であつて潤滑油等の製造のための原料として使用したもののうち製造した潤滑油等の数量に相当する原料として使用したものの数量及び当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの数量

ト 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち石油化学製品（アンモニアを含む。以下同じ。）の製造の事業を行う者（以下「石油化学製品製造業者」という。）に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

チ 届出月の前月中に製造した指定石油製品であつて石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油のうち製造した石油化学製品の数量に相当する原料として使用したものの数量並びに当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの数量

リ 指定石油製品以外の物品の製造工程において届出月の前月中に副生された指定石油製品の数量（潤滑油等又は石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量（石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量）について、当該石油化学製品の製造のための原料として使用した原油（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十条の四第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。）、ナフサ、灯油及び軽油の数量に限る。）を届出月の前月中に販売したものの数量に相当するものの数量に限る。）を除く。）

二 特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品のうち当該石油精製業者が製造したもの（以下「特定生産製品」という。）を届出月の前月中に販売したものの数量に、特定生産製品のうち指定石油製品及び脱硫用酸素等以外の物品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した指定石油製品の数

量（当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合にあつては、当該副生された指定石油製品の数量を控除した数量。以下「特定生産使用量」という。）を加算した数量（以下「特定生産販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 特定生産販売等量のうち国産原油を原料として製造された指定石油製品の数量に相当する数量

ロ 特定生産販売等量のうち輸出入と輸出を目的として販売した指定石油製品の数量とを合計した数量

ハ 特定生産販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量

ニ 特定生産販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ホ 特定生産販売等量のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ヘ 特定生産販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ト 特定生産販売等量のうち購入された指定石油製品を原料として製造された指定石油製品の数量

三 特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品のうち当該石油精製業者が輸入したもの（以下「特定輸入製品」という。）を届出月の前月中に販売した品種別の数量（第一条に掲げる指定石油製品ごとの数量をいう。以下同じ。）に、特定輸入製品のうち指定石油製品及び脱硫用酸素等以外の物品の

製造のための原料として届出月の前月中に使用した品種別の数量（当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合にあつては、当該副生された品種別の数量を控除した数量。以下「特定輸入使用量」という。）を加算した数量（以下「特定輸入販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 特定輸入販売等量のうち特定石油製品の品種別の数量

ロ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された品種別の数量を控除した数量

ハ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ニ 特定輸入販売等量のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ホ 特定輸入販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

四 自ら輸入した原油の届出月の前月の販売量に自ら輸入した原油のうち届出月の前月中に指定石油製品の製造工程において製造した指定石油製品の原料以外のために使用した数量を加算した数量から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に石油精製業者等に対して販売した原油のうち石油精製業者等が指定石油製品の製造のために使用した数量

ロ 潤滑油等製造業者に潤滑油等の製造のための原料として届出月の前月中に販売した原油の数量

ハ 潤滑油等の製造のための原料として届出月の前月中に使用した原油の数量

ニ 石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として届出月の前

月中に販売した原油（第一号りに規定する原油に限る。以下この号において同じ。）の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された原油の数量のうち当該石油化学製品製造業者が指定石油製品の製造工程において製造した指定石油製品の原料として使用したものの数量以外の数量を控除した数量

ホ 石油化学製品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した原油の数量のうち製造した石油化学製品の数量に相当する原料として使用したものの数量及び当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの数量

五 届出月の前月の指定石油製品の輸入量から次に掲げる数量を合計した数量を控除した指定石油製品の品種別の数量

イ 届出月の前月中に輸入した特定石油製品の品種別の数量

ロ 届出月の前月に輸入した指定石油製品のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された品種別の数量を控除した数量

ハ 届出月の前月中に輸入した指定石油製品であつて潤滑油等の製造のための原料として使用した品種別の数量のうち製造される潤滑油等の数量に相当する原料として使用したものの品種別の数量及び当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの品種別の数量

ニ 届出月の前月中に輸入した指定石油製品のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ホ 届出月の前月中に輸入した指定石油製品であつて石油化学製品の製造のための原料

として使用したナフサ、灯油及び軽油のうち製造した石油化学製品の数量に相当する原料として使用したものの数量並びに当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したもの数量

六 届出月の前月に製造した指定石油製品であつて特定の石油精製業者又は特定石油販売業者に継続的に販売した指定石油販売業者が販売した石油精製業者又は特定石油販売業者が販売したものの数量に当該石油精製業者又は特定石油販売業者の特定生産使用量を加算した数量（以下「生産販売先販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 生産販売先販売等量のうち国産原油を原料として製造した指定石油製品の数量

ロ 生産販売先販売等量のうち輸出力と輸出を目的として販売された数量とを合計した数量

ハ 生産販売先販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量

ニ 生産販売先販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ホ 生産販売先販売等量のうち石油化学製品の製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ト 生産販売先販売等量のうち購入した指定石油製品を原料として製造した指定石油製品の数量

七 届出月の前月に輸入した指定石油製品であつて特定の石油精製業者又は特定石油販売業者に継続的に販売した指定石油販売業者が販売したものの品種別の数量に当該石油精製業者又は特定石油販売業者の特定輸入使用量を加算した数量（以下「輸入販売先販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 輸入販売先販売等量のうち特定石油製品の品種別の数量

ロ 輸入販売先販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ハ 輸入販売先販売等量のうち石油化学製品の製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として使用された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ホ 輸入販売先販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

九 次条の規定に基づき算定される石油基準準備蓄量

十 第十二条第二項第二号に規定される原油をもつて指定石油製品に代える場合においては、その換算の方式

第九條 法第五条第一項の石油基準準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者にあつては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲

七 届出月の前月に輸入した指定石油製品であつて特定の石油精製業者又は特定石油販売業者に継続的に販売した指定石油販売業者が販売したものの品種別の数量に当該石油精製業者又は特定石油販売業者の特定輸入使用量を加算した数量（以下「輸入販売先販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 輸入販売先販売等量のうち特定石油製品の品種別の数量

ロ 輸入販売先販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ハ 輸入販売先販売等量のうち石油化学製品の製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として使用された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

イ 輸入販売先販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ロ 輸入販売先販売等量のうち石油化学製品の製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として使用された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ハ 輸入販売先販売等量のうち石油化学製品の製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として使用された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ニ 生産販売先販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ホ 生産販売先販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ト 生産販売先販売等量のうち購入した指定石油製品を原料として製造した指定石油製品の数量

九 次条の規定に基づき算定される石油基準準備蓄量

十 第十二条第二項第二号に規定される原油をもつて指定石油製品に代える場合においては、その換算の方式

第九條 法第五条第一項の石油基準準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者にあつては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲

る数量を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者にあつては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者にあつては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とする。）を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除した数量とする。ただし、次項の規定により当該数量が変更された場合には、当該変更後の数量をもつて法第五条第一項の石油基準準備蓄量とする。

一 その者に係る前条第二項第一号に掲げる数量に七十を乗じて得られる数量

二 その者に係る前条第二項第二号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量

三 その者に係る前条第二項第三号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量

四 その者に係る前条第二項第四号に掲げる数量に七十を乗じて得られる数量

五 その者に係る前条第二項第五号に掲げる数量に七十を乗じて得られる数量

六 その者に係る前条第二項第六号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量

七 その者に係る前条第二項第七号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量

八 届出月の直前の十二箇月中に石油化学製品の原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量

九 第五号から前号までに掲げるもののほか、指定石油製品の輸送、貯蔵等に伴つて届出月の直前の十二箇月中に減少した指定石油製品の数量その他の第一号から第四号までに掲げる数量から控除することが適当と認められる指定石油製品の数量

（石油の保有の方法）

第十一條 法第六条第一項の規定による石油の保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第一項に規定する製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は同項ただし書の規定により所轄消防長若しくは消防署長の承認に係る場所

二 本邦内の船舶（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条に規定する海域を通過したことが衛星航法装置により認められ、かつ、我が国に陸揚げされることが確実なものに限る。第二十四条において同じ。）

三 貨車

四 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二条第二項に規定する石油パイプライン

備蓄の増強のための石油の輸入その他経済産業大臣が適当と認めた場合には、石油精製業者等は、前項本文の規定により得られた数量を変更することができるものとする。

三 石油精製業者等は、前項の規定により第一項本文の規定により得られた数量を変更しようとするときは、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（我が国の石油の消費量の算定方法）

第十條 法第五条第二項に規定する届出月の直前の十二箇月の我が国の石油の消費量は、第一号から第五号までに掲げる数量を合計した数量から、第五号から第九号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

一 国産原油以外の原油を原料として届出月の直前の十二箇月中に製造された指定石油製品の数量

二 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の輸入量から特定石油製品の輸入量を控除した数量

三 輸入された原油のうち届出月の直前の十二箇月中に指定石油製品、潤滑油等又は石油化学製品の製造のための原料以外のために使用された数量

四 届出月の直前の十二箇月の開始の日指定石油製品の製造、販売又は輸入の事業を行う者が保有していた指定石油製品の数量を合計した数量

五 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の輸出量から特定石油製品の輸出量を控除した数量

六 届出月の直前の十二箇月の終了の日指定石油製品の数量を合計した数量

七 第四号に規定する者が燃料用、洗じよう用途その他これらに準ずる用途に供するため届出月の直前の十二箇月中に消費した指定石油製品の数量

八 届出月の直前の十二箇月中に石油化学製品の原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量

九 第五号から前号までに掲げるもののほか、指定石油製品の輸送、貯蔵等に伴つて届出月の直前の十二箇月中に減少した指定石油製品の数量その他の第一号から第四号までに掲げる数量から控除することが適当と認められる指定石油製品の数量

（石油の保有の方法）

第十一條 法第六条第一項の規定による石油の保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第一項に規定する製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は同項ただし書の規定により所轄消防長若しくは消防署長の承認に係る場所

二 本邦内の船舶（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条に規定する海域を通過したことが衛星航法装置により認められ、かつ、我が国に陸揚げされることが確実なものに限る。第二十四条において同じ。）

三 貨車

四 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二条第二項に規定する石油パイプライン

(原油の数量の指定石油製品の数量への換算の方式)

第十二条 法第六条第二項前段の規定により原油をもつて指定石油製品に代えることができる場合は、緊急時において石油基準備蓄量の石油を供給できる場合とする。

2 法第六条第二項後段に規定する換算の方式は、次のとおりとする。ただし、法第八条第二項の規定により確認を受けている二以上の石油精製業者等は、その指定石油製品に代えて保有した原油を合計した数量が次の各号の方式で換算された指定石油製品に代えることができる。原油の数量の合計した数量以下である限りにおいて、原油をもつて指定石油製品に代えることができる。

一 原油をもつて石油精製業者等が製造した指定石油製品に代える場合においては、原油一キロリットルをもつて指定石油製品〇・九五キロリットルに換算するものとする。

二 原油をもつて石油精製業者等が輸入した指定石油製品に代える場合においては、緊急時において石油基準備蓄量の石油を供給できる範囲内で法第五条第一項により当該石油精製業者等が届け出た方式とする。

第十三条 法第七条第一項の申出をしようとする者は、様式第三による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(石油基準備蓄量の減少の承認の申請) 第十四条 法第八条第一項の承認を受けようとする者は、様式第四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、その石油基準備蓄量を増加することとなる他の石油精製業者等が増加する石油の種類、数量及び増加する期間について同意していることを証する書類を添付しなければならない。

(取引関係)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する取引関係にある石油精製業者等(法第八条第二項の規定による確認を受けているものを除く)は、同項の確認を受けることができるものとする。一 当該二以上の石油精製業者等が石油(石油ガスを除く。以下この条において同じ)の生産、販売、購入、貯蔵、輸送その他の事業の全部又は一部を共同して行うこと。

二 二の石油精製業者等の場合において、一の石油精製業者等が他の石油精製業者等に継続的に石油を販売していること。

三 三以上の石油精製業者等の場合において、当該三以上の石油精製業者等が次のイからハまでのいずれかに規定する関係にあること。イ 一の石油精製業者等が当該三以上の石油精製業者等のうち当該一の石油精製業者等以外のもののそれぞれに、継続的に石油を販売していること。

ロ 一の石油精製業者等が当該三以上の石油精製業者等のうち当該一の石油精製業者等以外のもののそれぞれから、継続的に石油を購入していること。

ハ 当該三以上の石油精製業者等が石油の供給に関し相互に密接な関係にある場合において、当該三以上の石油精製業者等のうち二以上の石油精製業者等が、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあり、かつ、当該三以上の石油精製業者等のうち当該二以上の石油精製業者等以外のものそれぞれと、直接又は間接に、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあること。

(確認の申出)

第十六条 法第八条第二項の確認を受けようとする者は、様式第五による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、各石油精製業者等の間の取引関係を証する書類その他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

(取引関係の変更の届出等)

第十七条 法第八条第二項の規定による確認を受けている石油精製業者等の間の取引関係の変更があつたときは、当該石油精製業者等は、遅滞なく、様式第六による届出書を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該変更後の取引関係が第十五条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その届出をした石油精製業者等に、その旨の通知をするものとする。

第十八条

法第八条第二項の規定による確認を受けている石油精製業者等は、その確認を受けていないこととしようとするときは、様式第七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る確認を受けていないこととする予定年月日以後当該石油精製業者等は、当該確認を受けていないものとする。

(命令発動の要件) 第十九条 経済産業大臣は、法第九条第一項本文に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第二項の規定による命令をすることができるものとする。

一 連続する七回の第三十五条第二項第一号に規定する各測定日に係る同号に規定する平均石油保有量が石油基準備蓄量を下回つており、又は連続する七回の同号に規定する測定日の間において石油保有量が石油基準備蓄量を下回つている期間が相当の割合以上を占めていること。

二 石油保有量が石油基準備蓄量を相当程度下回つている場合において、当該石油精製業者等に係る石油の購入の計画、購入した石油の輸送の計画等を勘案し、相当と認められる期間内に法第六条第一項の規定に従つて石油を保有するに至ることが困難であると認められること。

第三節 石油ガスの備蓄

第二十条 法第十条第一項の経済産業省令で定める者は次のとおりとする。

一 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入実績を有するもの(経済産業大臣(国家備蓄石油に係る事業を行う場合に限る。)を除く。)

二 前号に掲げるもののほか、過去前号に該当したものであつて、届出月の前月に保有すべき石油ガスの量が法第十条第一項の規定により算定されているもの(経済産業大臣(国家備蓄石油に係る事業を行う場合に限る。)を除く。)

(石油ガス基準備蓄量等の届出)

第二十一条 法第十条第一項の規定による届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出しなければならない。

2 法第十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 届出月の前月の石油ガスの輸入量から次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち輸出し、又は輸出することを目的として販売したものの数量を合計した数量

第二十二条 (石油ガス基準備蓄量の算定)

法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の前条第二項第一号に掲げる数量を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除し、これに四十を乗じて得られる数量とする。ただし、次項の規定により当該数量が変更された場合には、当該変更後の数量をもつて法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量とする。

2 備蓄の増強のための石油ガスの輸入その他経済産業大臣が適当と認められた場合には、石油ガス輸入業者は、前項本文の規定により得られた数量を変更することができるものとする。

3 石油ガス輸入業者は、前項の規定により第一項本文の規定により得られた数量を変更しようとするときは、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(我が国の石油ガスの輸入量の算定方法)

第二十三条 法第十条第二項に規定する届出月の直前の十二箇月の我が国の石油ガスの輸入量は、第一号及び第二号に掲げる数量を合計した数量から、第三号から第六号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

一 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入量

二 届出月の直前の十二箇月の開始の月において各石油ガス輸入業者が保有しなければならぬ石油ガスの数量を合計した数量

製品の製造のための原料として販売したものの数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生される指定石油製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用された石油ガスの数量を控除した数量

ハ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品の製造のための原料として使用したものの数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生される指定石油製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用した石油ガスの数量を控除した数量

二 次条第二項の経済産業大臣の認定に基づく石油ガス基準備蓄量の算定に際し参考とした事項

三 次条の規定に基づき算定される石油ガス基準備蓄量

- 三 届出月の直前の十二箇月中に輸入した石油ガスのうち輸出した数量
- 四 届出月において各石油ガス輸入業者が保有しなければならぬ石油ガスの数量を合計した数量
- 五 届出月の直前の十二箇月中に石油化学製品の原料として使用された石油ガスの数量
- 六 第三号から前号までに掲げるもののほか、石油ガスの輸送、貯蔵等に伴つて届出月の直前の十二箇月中に減少した石油ガスの数量その他の第一号及び第二号に掲げる数量から控除することが適当と認められる石油ガスの数量

(石油ガスの保有の方法)

第二十四条 法第十一条の規定による石油ガスの保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。

- 一 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の製造の許可に係る事業所
- 二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物
- 三 電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物
- 四 本邦内の船舶
- 五 貨車

(取引関係)

第二十五条 石油ガスの販売、購入、貯蔵、輸送その他の事業の全部又は一部を共同して行う取引関係にある二以上の石油ガス輸入業者(法第十一条第二項において準用する法第八条第二項の規定による確認を受けているものを除く。)は同項の確認を受けることができるものとする。

(準用等)

第二十六条 第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条及び第十九条の規定は、石油ガス輸入業者に準用する。この場合において、第十三条の見出し、第十四条及び第十九条中「石油基準準備蓄量」とあるのは「石油ガス基準準備蓄量」と、第十三条中「法第七条第一項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第七条第一項」と、第十四条第一項中「法第八条第一項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第八条第一項」と、同条第二項、第十六条第二項、第十七条第一項及び第三

項、第十八条並びに第十九条第二号中「石油精製業者等」とあるのは「石油ガス輸入業者」と、第十六条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項中「法第八条第二項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第八条第二項」と、第十九条中「法第九条第一項本文」とあるのは「法第十二条第一項本文」と、同条第一号中「第三十五条第二項第一号」とあるのは「第三十五条第二項第二号」と、「平均石油保有量」とあるのは「平均石油ガス保有量」と、同条第一号及び第二号中「石油保有量」とあるのは「石油ガス保有量」と、同条第二号中「石油」とあるのは「石油ガス」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第十一条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 災害時石油供給連携計画の届出等

(災害時石油供給連携計画を作成する地域)

第二十六条の二 法第十三条第一項の経済産業省令で定める地域は、次の表のとおりとする。

区分	区域
第一地域	北海道
第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
第三地域	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
第四地域	新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県
第五地域	山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
第六地域	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
第七地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
第八地域	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
第九地域	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
第十地域	沖縄県

(特定石油精製業者等の要件等)

第二十六条の三

法第十三条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は、権原に基づいて利用できる指定石油製品の貯蔵施設の貯蔵能力(複数の石油精製業者等がその権原に基づいて利用できる指定石油製品の貯蔵施設にあつては、当該貯蔵施設の貯蔵能力を当該複数の石油精製業者等の数で除して得た貯蔵能力)が、二キロリットルであることとする。

2 法第十三条第一項の経済産業省令で定める要件は、第八条第二項第一号中「石油精製業者等の委託を受けた製造した指定石油製品の数量を除き、他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」を「他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」と読み替えた場合に過去三年間において法第五条第一項の規定により経済産業大臣に届け出た各月の石油基準準備蓄量(第九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに係るものに限る。以下この項において同じ。)が、当該月の全ての石油精製業者等の石油基準準備蓄量を合計した数量のおおむねパーセント以上であることとする。

第二十六条の四

法第十三条第四項前段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、同条第二項の規定による告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七の二による届出書を提出しなければならない。

2 法第十三条第四項後段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七の三による届出書を提出しなければならない。

第二十六条の五

法第十三条第五項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項
- 二 法第二十九条の規定に基づき国家備蓄石油(指定石油製品に限る。以下この号において同じ。)の管理の委託を受けた特定石油精製業者等にあつては、当該国家備蓄石油を管理する貯蔵施設及び油種別の貯蔵量に関する事項
- 三 災害時石油供給連携計画を実施するための訓練に関する事項

(災害時石油供給連携計画を作成する地域)

第二十六条の六 法第十四条第一項の経済産業省令で定める地域は、次の表のとおりとする。

区分	区域
第一地域	北海道
第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

第三地域	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県
第四地域	新潟県 山梨県 長野県 静岡県 富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県
第五地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
第六地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
第七地域	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
第八地域	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
第九地域	沖縄県

(特定石油ガス輸入業者等の要件等)

第二十六条の七 法第十四条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は、二十トンとする。

2 法第十四条第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 次のイ、ロ又はハのいずれかに該当すること。
  - イ 石油ガス基準準備蓄量がおおむね五万トン以上の石油ガス輸入業者であること。
  - ロ 年間おおむね五万トン以上の石油ガスを販売している石油販売業者(石油ガスの販売を行う事業を行う者に限る。ハにおいて同じ。)であること。
  - ハ イ又はロに該当する者と資本関係、人的関係等を有する石油販売業者であつて、第二十六条の六の表に定める地域に石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場を設置している石油販売業者であること。
- 二 我が国における災害の発生により第二十六条の六の表に定める地域への石油ガスの供給が不足する事態が生じた場合において当該地域への石油ガスの安定的な供給の確保に資する見込みが十分であると認められること。

(災害時石油ガス供給連携計画の届出)

第二十六条の八 法第十四条第四項前段の規定による災害時石油ガス供給連携計画の届出は、同条第二項の規定による特定石油ガス輸入業者等の指定に係る告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七の四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十四条第四項後段の規定による災害時石油ガス供給連携計画の届出は、変更後遅滞な

く、様式第七の五による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。  
 (災害時石油ガス供給連携計画の記載事項)  
**第二十六条の九** 法第十四条第五項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項

二 災害時石油ガス供給連携計画を実施するための訓練に関する事項

**第四章** 石油輸入業の登録等

**第一節** 石油輸入業の登録

**(登録の申請)**

**第二十七条** 法第十七条第一項の規定により法第十六条の登録を受けようとする者は、様式八による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十七条第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、経済産業大臣は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により登録申請者(法人である場合)にあつては、その役員(同法第十四条第一項に規定する役員をいう。以下同じ。)をいう。以下この項において同じ。)に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該申請者に対し、当該申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 様式第九により作成した登録申請者の履歴書

二 法人である場合においては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

三 法第六条第一項の規定による石油の保有に必要と認められる施設を権原に基づいて利用できることを証する書面

四 貯蔵施設の位置及び付近の状況を示す図面  
 3 法第十七条第二項に規定する法第十九条第一項各号に該当しないことを誓約する書面は、様式第十により作成しなければならない。  
 (変更登録)

**第二十八条** 法第二十条第一項の規定により変更登録を受けようとする者は、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
 (変更の届出)

**第二十九条** 法第二十条第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十二による

届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、石油輸入業者が個人であり、かつ、法第十七条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、第二十七条第二項ただし書の規定によるものとする。

一 石油輸入業者が法人であり、かつ、法第十七条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき

七条第一項第一号に掲げる事項に第二号に掲げる書類

二 石油輸入業者が法人であり、かつ、法第七

七条第一項第二号に掲げる事項に変更があつたとき

第二十七号第二項第一号及び第二号に掲げる書類及び法第十七条第二項に規定する法第十九条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

**(廃止の届出)**

**第三十条** 法第二十一条に規定する廃止の届出をしようとする者は、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
 (公告の方法)

**第三十一条** 法第二十四条第一項の規定による所在不明者の公告は、官報によるものとする。

**第二節** 石油精製業等の届出

**(石油精製業の届出)**

**第三十二条** 法第二十六条第一項の規定により石油精製業の開始の届出をしようとする者は、様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十六条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、事業開始予定時期とする。

3 第一項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ 石油製品の生産計画

ロ 石油の販売計画

ハ 所要資金の額及び調達方法

ニ 石油精製業の収支見積り

ホ 石油製品の生産又は石油の販売を他に委託し、又は他から受託する場合にあつては、その計画

二 製造場ごとの図面並びに石油製品の生産及び石油の貯蔵のための設備の明細及び配置図

三 現に行つてい事業があるときは、その概要を説明した書類

四 法人にあつては、次の書類

イ 定款

ロ 役員の名及び経歴

ハ 直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

4 法第二十六条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

5 法第二十六条第三項の規定により石油精製業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

**(石油販売業の届出)**

**第三十三条** 法第二十七条第一項の規定により石油販売業の開始の届出をしようとする者は、様式第十七による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条第一項第五号の経済産業省令で定める要件は、地域の実情を踏まえ、給油設備の規模が経済産業大臣が定める規模以上であることその他の経済産業大臣が定める要件に該当することとする。

3 法第二十七条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 販売しようとする石油の種類

二 主たる仕入先

三 主たる販売施設の概要

四 特定石油販売業者にあつては、密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名

五 事業開始予定時期

六 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、災害が発生した場合において同

号の営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先

七 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

4 特定石油販売業者にあつては、第一項の届出書に次の書類を添付しなければならない。

一 石油の販売計画

二 石油の貯蔵のための設備の明細及び配置図

三 石油精製業者と密接な関係を有することを証する書類

5 法第二十七条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十八による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

6 法第二十七条第三項において準用する法第二十六条第三項の規定により石油販売業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

**(石油ガス輸入業の届出)**

**第三十四条** 法第二十八条第一項の規定により石油ガス輸入業の開始の届出をしようとする者は、様式第二十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十八条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、事業開始予定時期とする。

3 法第二十八条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

4 法第二十八条第三項において準用する法第二十六条第三項の規定により石油ガス輸入業の廃止の届出をしようとする者は、様式第二十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

**第五章** 国家備蓄石油

**(国家備蓄石油の譲渡し及び貸付け)**

**第三十四条の二** 法第三十一条の規定による国家備蓄石油の譲渡し及び貸付けは、次に掲げる方法により行うものとする。

一 入札による売却

二 随意契約による売却

三 交換による譲渡

四 その他他経済産業大臣が定める方法

**第六章** 勧告等

**(報告実施の告示)**

**第三十四条の三** 経済産業大臣は、我が国への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、法第三十二条第一項の規定に基づき報告を求めるときは、その旨を告示するものとする。

2 経済産業大臣は、我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、法第三十二条第一項の規定に基づく報告を求めるときは、報告を求めるときは、告示により、報告を求めるときは、報告書の提出期限を明らかにした上で、様式第二十二の二、様式第二十二の三、様式第二十二の四、様式第二十二の五、様式第二十二の六、様式第二十二の七、様式第二十二の八、様式第二十二の九、様

第一欄		第二欄		第三欄		第四欄	
石油製業者	石	石油製業者	石	石油製業者	石	石油製業者	石
毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画
毎週土曜日から土曜日(前条第一項の告示が行われた日の属する週にあつては、告示が行われた日から当該週の土曜日。以下この表において同じ。)までの石油輸入実績	毎週土曜日から土曜日(前条第一項の告示が行われた日の属する週にあつては、告示が行われた日から当該週の土曜日。以下この表において同じ。)までの石油輸入実績	毎週土曜日から土曜日(前条第一項の告示が行われた日の属する週にあつては、告示が行われた日から当該週の土曜日。以下この表において同じ。)までの石油輸入実績	毎週土曜日から土曜日(前条第一項の告示が行われた日の属する週にあつては、告示が行われた日から当該週の土曜日。以下この表において同じ。)までの石油輸入実績	毎週土曜日から土曜日(前条第一項の告示が行われた日の属する週にあつては、告示が行われた日から当該週の土曜日。以下この表において同じ。)までの石油輸入実績	毎週土曜日から土曜日(前条第一項の告示が行われた日の属する週にあつては、告示が行われた日から当該週の土曜日。以下この表において同じ。)までの石油輸入実績	毎週土曜日から土曜日(前条第一項の告示が行われた日の属する週にあつては、告示が行われた日から当該週の土曜日。以下この表において同じ。)までの石油輸入実績	毎週土曜日から土曜日(前条第一項の告示が行われた日の属する週にあつては、告示が行われた日から当該週の土曜日。以下この表において同じ。)までの石油輸入実績
様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十

式第二十二の十又は様式第二十二の十一による報告書の提出を命ずるものとする。  
 3 経済産業大臣は、前二項の報告を求める必要がなくなつたと認めるときは、直ちに、その旨を告示するものとする。  
 (生産予定量等の報告)  
**第三十四条の四** 石油業者(石油販売業者(特定石油販売業者を除く。))を除く。は、前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間に於いて、次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じて、同表の第二欄に掲げる事項について、同表の第三欄に掲げる時期に、同表の第四欄に掲げる様式の報告書を提出しなければならない。

特定石油販売業者又は石油輸入業者

石油販売業者		石油輸入業者	
毎週土曜日の油槽所等石油製品・半製品在庫量	毎週土曜日の油槽所等石油製品・半製品在庫量	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画
毎月六日まで	毎月六日まで	翌週の火曜日まで	翌週の火曜日まで
様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十

石油輸入業者				石油製業者			
毎週土曜日から土曜日までの石油輸入実績	毎週土曜日から土曜日までの石油輸入実績	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	毎週土曜日から土曜日までの石油輸入実績	毎週土曜日から土曜日までの石油輸入実績	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画
毎月六日まで	毎月六日まで	翌週の火曜日まで	翌週の火曜日まで	毎月六日まで	毎月六日まで	翌週の火曜日まで	翌週の火曜日まで
様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十	様式第二十二の十

2 経済産業大臣は、前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間に於いて、石油の安定

的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、石油業者に通知して、第一項の規定に基づく報告よりも詳細な報告をさせることができる。

3 前項の規定は、前条第二項の規定による告示をした場合に準用する。この場合において、「石油業者」とあるのは「石油業者又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するもの」と、「第一項の規定に基づく」とあるのは「前条第二項の規定に基づく」と読み替えるものとする。

(変更報告)  
**第三十四条の五** 石油業者又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するものは、第三十四条の三又は前条の規定により提出した報告書の記載事項に変更があつたときは、速やかに、変更に係る事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

第七章 雑則  
**第七十五条** 法第三十六条の規定による指定石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量の届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出しなければならない。

2 法第三十六条の経済産業省令で定める事項は、石油精製業者等にあつては第一号に掲げる事項、特定石油精製業者等にあつては第二号に掲げる事項、石油ガス輸入業者にあつては第三号に掲げる事項とする。

一 届出月の前月の、十五日及び末日(以下「測定日」という。)における石油(石油ガスを除く。以下この項において同じ。)保有量及び平均石油保有量(各測定日及び当該測定日の直前の測定日における石油保有量を合計した数量を二で除して得られる数量をいう。以下同じ。)  
 二 届出月の前月の測定日における石油の貯蔵施設の貯蔵能力及び貯蔵量その他の施設の能力に関する事項  
 三 届出月の前月の測定日における石油ガス保有量及び平均石油ガス保有量(各測定日及び当該測定日の直前の測定日における石油ガス保有量を合計した数量を二で除して得られる数量をいう。以下同じ。)  
 その他の備蓄状況に関する事項

3 前項に掲げる事項の届出は、届出月の末日までに、様式第二十三による届出書を提出してしななければならない。  
(石油輸入業者に係る承継の届出)

第三十六条 法第三十七条第二項の規定により石油輸入業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第二十四による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の事業の全部を譲り受けて石油輸入業者の地位を承継したものにあっては、様式第二十五による書面及び事業の全部の譲り渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第二十六による書面及び戸籍謄本

三 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のもにあつては、様式第二十七による書面及び戸籍謄本

四 法第三十七条第一項の規定により合併によつて石油輸入業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第三十七条第一項の規定により分割によつて石油輸入業者の地位を承継した法人にあつては、様式第二十八による書面及びその法人の登記事項証明書

六 石油輸入業者の地位を承継した者(地位を承継した者が法人である場合においてはその法人及びその法人の役員を含む。)が法第九十九条第一項第二号から第六号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第十により作成しなければならない。

2 前項第六号に規定する法第九十九条第一項第二号から第六号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第十により作成しなければならない。

第三十七条 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した者(第二項に規定するものを除く。)に関する法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「その月(以下この項において「届出月」という。)」とあるのは「届出月の前月の第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した日以後

における」と、「を経済産業大臣」とあるのは「並びに届出月の前月の当該承継の日前におけるその者及び譲渡人、被相続人、合併により消滅した法人又は分割をした法人たる石油輸入業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

2 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した者のうち当該承継の日前において石油輸入業者に該当しないもの及び合併により設立された法人であるものに関する法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「その月(以下この項において「届出月」という。)」とあるのは「届出月の前月の第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した日以後における」と、「を経済産業大臣」とあるのは「及び届出月の前月の当該承継の日前における譲渡人、被相続人又は合併により消滅した法人たる石油輸入業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

第三十八条 法第三十八条第一項の経済産業省令で定めるものは、第七号第一号又は第四号に該当するものとする。

第三十九条 法第三十八条第二項の規定により石油精製業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第二十九による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の事業の全部を譲り受けて石油精製業者の地位を承継したものにあっては、様式第三十による書面及び事業の全部の譲り渡しがあつたことを証する書面

二 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第三十一による書面及び戸籍謄本

三 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のもにあつては、様式第三十二による書面及び戸籍謄本

四 法第三十八条第一項の規定により合併によつて石油精製業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第三十八条第一項の規定により分割によつて石油精製業者の地位を承継した法人にあ

つては、様式第三十三による書面及びその法人の登記事項証明書  
(技術的読替え等)

第四十条 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した者(第二項に規定するものを除く。)に関する法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「その月(以下この項において「届出月」という。)」とあるのは「届出月の前月の第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した日以後における」と、「を経済産業大臣」とあるのは「並びに届出月の前月の当該承継の日前におけるその者及び譲渡人、被相続人、合併により消滅した法人又は分割をした法人たる石油精製業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

2 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した者のうち当該承継の日前において石油精製業者に該当しないもの及び合併により設立された法人であるものに関する法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「その月(以下この項において「届出月」という。)」とあるのは「届出月の前月の第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した日以後における」と、「を経済産業大臣」とあるのは「及び届出月の前月の当該承継の日前における譲渡人、被相続人又は合併により消滅した法人たる石油精製業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

第四十一条 前三条については特定石油販売業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

第三十条 法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第一項	第三十条 法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第一項
第三十条 法第三十八条第二項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第二項	第三十条 法第三十八条第二項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第二項
第三十条 法第三十八条第三項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第三項	第三十条 法第三十八条第三項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八号第三項

第三十条 法第三十八条第一項

第三十条 法第三十八条第一項

第三十条 法第三十八条第一項

第三十条 法第三十八条第一項

第三十条 法第三十八条第一項

第三十条 法第三十八条第一項

第三十条 法第三十八条第一項

第三十条 法第三十八条第一項

第三十条 法第三十八条第一項

第三十条 法第三十八条第一項







び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

**附 則（平成二十四年一〇月三十一日経済産業省令第八一号）**

この省令は、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。ただし、第三十五条の改正規定中「第一号に掲げる事項」の下に「特定石油精製業者等」にあっては第二号に掲げる事項、」を加える部分及び「第二号」を「第三号」に改める部分並びに同項第二号を第三号とし、同項第一号の次に第二号を加える改正規定は平成二十五年一月一日から施行する。

**附 則（平成二十八年三月二三日経済産業省令第二七号）**

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**附 則（平成二十九年一二月四日経済産業省令第八六号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（令和元年五月七日経済産業省令第一号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）**

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則（令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号）**

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）**

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」と

いう。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則（令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号） 抄**

この省令は、公布の日から施行する。

**様式第1（第8条、第21条、第35条関係）**

様式第1（第8条、第21条、第35条関係）  
 様式第1（第8条、第21条、第35条関係）  
 様式第1（第8条、第21条、第35条関係）

様式第1（第8条、第21条、第35条関係）  
 様式第1（第8条、第21条、第35条関係）  
 様式第1（第8条、第21条、第35条関係）

項目	内容
① 研究組織の設置	研究組織の設置
② 研究組織の業務	研究組織の業務
③ 研究組織の設備	研究組織の設備
④ 研究組織の人員	研究組織の人員
⑤ 研究組織の予算	研究組織の予算
⑥ 研究組織の報告	研究組織の報告
⑦ 研究組織の調査	研究組織の調査
⑧ 研究組織の成果	研究組織の成果
⑨ 研究組織のその他	研究組織のその他













② 債権放棄等により買収要約の目的外の債権者も受ける場合に付する特定の債権放棄等並びに過剰に関する事項  
③ 買収要件を達成し、買収要約が有効となる日（以下、「過剰」の日）と過剰の日との間における買収要約の効力に関する事項

④ 買収要件を達成し、買収要約が有効となる日（以下、「過剰」の日）と過剰の日との間における買収要約の効力に関する事項  
⑤ 買収要件を達成し、買収要約が有効となる日（以下、「過剰」の日）と過剰の日との間における買収要約の効力に関する事項

特定取締役候補者の氏名	住所	氏名	
		氏名	住所
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		〇〇	〇〇

⑥ 買収要件を達成し、買収要約が有効となる日（以下、「過剰」の日）と過剰の日との間における買収要約の効力に関する事項

⑦ 買収要件を達成し、買収要約が有効となる日（以下、「過剰」の日）と過剰の日との間における買収要約の効力に関する事項

⑧ 買収要件を達成し、買収要約が有効となる日（以下、「過剰」の日）と過剰の日との間における買収要約の効力に関する事項

特定取締役候補者の氏名	住所	氏名	
		氏名	住所
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		〇〇	〇〇

特定取締役候補者の氏名	住所	氏名	
		氏名	住所
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		〇〇	〇〇

⑨ 買収要件を達成し、買収要約が有効となる日（以下、「過剰」の日）と過剰の日との間における買収要約の効力に関する事項

⑩ 買収要件を達成し、買収要約が有効となる日（以下、「過剰」の日）と過剰の日との間における買収要約の効力に関する事項

株式会社〇〇（買収要約の目的）(Company Name: 株式会社〇〇)

取締役候補者	氏名	住所
〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇

取締役候補者に関する事項

氏名	住所
〇〇	〇〇
〇〇	〇〇

買収要件を達成し、買収要約が有効となる日（以下、「過剰」の日）と過剰の日との間における買収要約の効力に関する事項

買収要件を達成し、買収要約が有効となる日（以下、「過剰」の日）と過剰の日との間における買収要約の効力に関する事項

買収要件を達成し、買収要約が有効となる日（以下、「過剰」の日）と過剰の日との間における買収要約の効力に関する事項





種別	種別番号	種別名
1	1	1

備考 1 用紙の大きさ、日本標準規格A4とする。  
 2 印字範囲は、印字位置、印字サイズ、印字位置の中心により作成し、印刷に配慮して、第3項の条件を満たすこと。

様式第9 (第27条関係)

様式第9 (種別番号) (印字範囲) (印字位置) (印字サイズ) (印字位置の中心) (印字位置の中心)

氏名	種別番号	種別名
住所	1	1
性別	性別	性別
年齢	年齢	年齢
職業	職業	職業
備考	上記の条件を満たすこと。	

備考 1 用紙の大きさ、日本標準規格A4とする。  
 2 「登録申請書」とは、第27条第1項第1号に規定する登録申請書を示す。  
 3 「種別」は、右輸入業者の種別を示すこととする。(第27条第1項第1号に規定する種別を示すこととする。)  
 4 「性別」は、性別を示すこととする。

様式第10 (第27条、第36条関係)

様式第10 (種別番号) (印字範囲) (印字位置) (印字サイズ) (印字位置の中心) (印字位置の中心)

種別	種別番号	種別名
1	1	1

備考 1 用紙の大きさ、日本標準規格A4とする。  
 2 種別番号は、種別番号を示すこととする。  
 3 種別名は、種別名を示すこととする。  
 4 種別番号は、種別番号を示すこととする。

様式第11 (第28条関係)

様式第11 (種別番号) (印字範囲) (印字位置) (印字サイズ) (印字位置の中心) (印字位置の中心)

種別	種別番号	種別名
1	1	1

備考 1 用紙の大きさ、日本標準規格A4とする。  
 2 種別番号は、種別番号を示すこととする。  
 3 種別名は、種別名を示すこととする。

種別	種別番号	種別名
1	1	1

備考 1 用紙の大きさ、日本標準規格A4とする。  
 2 種別番号は、種別番号を示すこととする。  
 3 種別名は、種別名を示すこととする。

様式第12 (第29条関係) (申請書中の「名称、申請書中の「代表者名」・「代表者住所」)  
 (申請書中の「名称」)

登録番号	年 月 日
代表者住所	
登録番号	

石 油 輸 入 業 界 団 体 連 合

年 月 日

経済産業大臣 宛

届出書 送付、届出  
 (法人に代わって、代表者の氏名)  
 宛 先

石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法の認定により、下記のとおり編纂されます。

届出事項	
届出書	
届出日	
届出の理由	

備考 1 用紙の大きさ、日本標準規格A4とする。  
 2 印刷用紙は、縦向きとする。  
 3 届出事項の欄は、縦向き(横書き)で記入する。縦向きで記入する場合は、縦向きに記入すること。

様式第13 (第30条関係) (申請書中の「名称、申請書中の「代表者名」・「代表者住所」)  
 (申請書中の「名称」)

登録番号	年 月 日
代表者住所	
登録番号	

石 油 輸 入 業 界 団 体 連 合

年 月 日

経済産業大臣 宛

届出書 送付、届出  
 (法人に代わって、代表者の氏名)  
 宛 先

石油輸入業者として、石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法の認定により編纂されます。

届出事項	
届出書	
届出日	
届出の理由	

備考 1 用紙の大きさ、日本標準規格A4とする。  
 2 印刷用紙は、縦向きとする。

様式第14 (第32条関係) (申請書中の「名称、申請書中の「代表者名」・「代表者住所」)  
 (申請書中の「名称」)

登録番号	年 月 日
代表者住所	
登録番号	

石 油 輸 入 業 界 団 体 連 合

年 月 日

経済産業大臣 宛

届出書 送付、届出  
 (法人に代わって、代表者の氏名)  
 宛 先

石油の事業の継続等に関する記録簿の編纂方法の認定により編纂されます。

1 法人の事業内容の概要	(関係事項)
2 石油の事業の概要及び石油の事業の概要	電話番号 ( ) ー
3 石油の事業の概要及び石油の事業の概要	電話番号 ( ) ー
4 石油の事業の概要及び石油の事業の概要	電話番号 ( ) ー
5 石油の事業の概要及び石油の事業の概要	電話番号 ( ) ー

備考 1 用紙の大きさ、日本標準規格A4とする。  
 2 「石油の事業の概要及び石油の事業の概要」の欄は、縦書き(横書き)で記入すること。  
 3 「石油の事業の概要及び石油の事業の概要」の欄は、縦書き(横書き)で記入すること。  
 4 「石油の事業の概要及び石油の事業の概要」の欄は、縦書き(横書き)で記入すること。  
 5 「石油の事業の概要及び石油の事業の概要」の欄は、縦書き(横書き)で記入すること。

石油の事業の概要及び石油の事業の概要	(関係事項)
石油の事業の概要及び石油の事業の概要	電話番号 ( ) ー
石油の事業の概要及び石油の事業の概要	電話番号 ( ) ー
石油の事業の概要及び石油の事業の概要	電話番号 ( ) ー

備考 1 用紙の大きさ、日本標準規格A4とする。  
 2 「石油の事業の概要及び石油の事業の概要」の欄は、縦書き(横書き)で記入すること。





様式第20 (第34条関係)

様式第20 (第34条関係) (付随書第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号)  
 (一) 受取書

石油ガス輸入課税届出書  
 年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 姓名、名称  
 (法人に於ては、代表者の氏名)  
 住 所

石油ガス輸入課税条令に基づき行われ、石油の積荷の積荷簿に關する法律  
 第46条第1項の規定により、届出をします。

1 届出の事項(積荷の品名)	(積荷番号)	電話番号( )
2 届出の積荷の積荷簿に關する法律 第46条第1項の規定により、届出をします。		
3 事業開始予定年月日		

備考 月収の大半を、日本企業に納付する。

様式第21 (第34条関係)

様式第21 (第34条関係) (付随書第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号)  
 (一) 受取書

石油ガス輸入課税届出書  
 年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 姓名、名称  
 (法人に於ては、代表者の氏名)  
 住 所

石油の積荷の積荷簿に關する法律第46条第1項の規定により、物として届出  
 します。

届出事項	
届出者	
届出日	
届出(予定)年月日	
届出の理由	

備考 1 月収の大半を、日本企業に納付する。  
 2 課税事項に關して、税務当局に申請する。届出の積荷の積荷簿に關する法律  
 第46条第1項の規定により、届出をします。  
 3 課税事項に關して、税務当局に申請する。届出の積荷の積荷簿に關する法律  
 第46条第1項の規定により、届出をします。  
 「届出年月日」を「課税予定年月日」とする。

様式第22 (第34条関係)

様式第22 (第34条関係) (付随書第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号)  
 (一) 受取書

石油ガス輸入課税届出書  
 年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 姓名、名称  
 (法人に於ては、代表者の氏名)  
 住 所

石油ガス輸入課税条令に基づき行われ、石油の積荷の積荷簿に關する法律  
 第46条第1項の規定により、届出をします。

届出年月日	
届出の理由	

備考 月収の大半を、日本企業に納付する。

様式第22の2 (第34条の3関係)

様式第22の2 (第34条の3関係) (付随書第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号)  
 (一) 受取書

届出者	姓名、名称 (法人に於ては、代表者の氏名)
届出日	
届出(予定)年月日	
届出の理由	
届出事項	
届出者	
届出日	
届出(予定)年月日	
届出の理由	

備考 月収の大半を、日本企業に納付する。



① 石炭	原産地	国産	輸入	計
② 石油	原産地	国産	輸入	計
③ 天然ガス	原産地	国産	輸入	計
④ 電力	原産地	国産	輸入	計
⑤ 再生可能エネルギー	原産地	国産	輸入	計
⑥ その他	原産地	国産	輸入	計
⑦ 合計				

① 石炭：国産は、国産石炭（亜細亜産石炭）及び国産石炭（東洋産石炭）を指す。輸入は、輸入石炭（亜細亜産石炭）及び輸入石炭（東洋産石炭）を指す。  
 ② 石油：国産は、国産石油（天然石油）及び国産石油（加工石油）を指す。輸入は、輸入石油（天然石油）及び輸入石油（加工石油）を指す。  
 ③ 天然ガス：国産は、国産天然ガス（天然ガス）を指す。輸入は、輸入天然ガス（天然ガス）を指す。  
 ④ 電力：国産は、国産電力（火力発電）及び国産電力（水力発電）を指す。輸入は、輸入電力（火力発電）及び輸入電力（水力発電）を指す。  
 ⑤ 再生可能エネルギー：国産は、国産再生可能エネルギー（太陽光発電）及び国産再生可能エネルギー（風力発電）を指す。輸入は、輸入再生可能エネルギー（太陽光発電）及び輸入再生可能エネルギー（風力発電）を指す。  
 ⑥ その他：国産は、国産その他（原子力発電）及び国産その他（地熱発電）を指す。輸入は、輸入その他（原子力発電）及び輸入その他（地熱発電）を指す。

様式第22の3（第34条の3関係）

様式第22の3（第34条の3関係）・第1表 (内訳表あり・炭、石油等L1・単位:k)

品名	
作成者の欄名及び氏名	
報告番号	
報告対象年月日	年 月 日

① 処理・生産量 (単位:k)

事業所名	原産地	石炭							石油	天然ガス	電力	再生可能エネルギー	その他	
		国産	輸入	計	国産	輸入	計	国産						輸入

② 輸入量 (単位:k)

事業所名	原産地	石炭							石油	天然ガス	電力	再生可能エネルギー	その他	
		国産	輸入	計	国産	輸入	計	国産						輸入

③ 輸出品 (単位:k)

事業所名	原産地	石炭							石油	天然ガス	電力	再生可能エネルギー	その他	
		国産	輸入	計	国産	輸入	計	国産						輸入

④ 在庫量 (単位:k)

事業所名	原産地	石炭							石油	天然ガス	電力	再生可能エネルギー	その他	
		国産	輸入	計	国産	輸入	計	国産						輸入

様式第22の3（第34条の3関係）・第2表 (内訳表あり・炭、石油等L1・単位:k)

品名	
作成者の欄名及び氏名	
報告番号	
報告対象年月日	年 月 日

① 処理量 (単位:k)

事業所名	原産地	石炭							石油	天然ガス	電力	再生可能エネルギー	その他	
		国産	輸入	計	国産	輸入	計	国産						輸入

② 輸入量 (単位:k)

事業所名	原産地	石炭							石油	天然ガス	電力	再生可能エネルギー	その他	
		国産	輸入	計	国産	輸入	計	国産						輸入

③ 輸出品 (単位:k)

事業所名	原産地	石炭							石油	天然ガス	電力	再生可能エネルギー	その他	
		国産	輸入	計	国産	輸入	計	国産						輸入

様式第22の4(第34条の3関係)・第1表 (平成26年度) 第1表 (平成26年度) 石臼製粉業者等の製造用及び自備用等石臼出荷量(タンクローリー)

Table with columns for company name, address, and various production and distribution metrics for tanker trucks. Includes a small table for reporting period.

Table with columns for company name, address, and various production and distribution metrics for tanker trucks.

様式第22の4(第34条の3関係)・第2表 (平成26年度) 第2表 (平成26年度) 石臼製粉業者等の製造用及び自備用等石臼出荷量(ドラム缶等)

Table with columns for company name, address, and various production and distribution metrics for drum containers. Includes a small table for reporting period and two sub-tables for specific categories.

様式第22の4(第34条の3関係)・第3表 (平成26年度) 第3表 (平成26年度) 石臼製粉業者等の製造用及び自備用等石臼出荷量(袋車出荷)

Table with columns for company name, address, and various production and distribution metrics for bagged output. Includes a small table for reporting period.



様式第22の6 (第34条の3関係)

様式第22の6 (第34条の3関係) (PDF版番号: 22-6, 4/22/2019)

提出先: 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇

提出日: 〇〇年〇〇月〇〇日

品名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	数量	〇〇〇〇
単位	個		
備考	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		

様式第22の6 (第34条の3関係) (PDF版番号: 22-6, 4/22/2019)

提出先: 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提出日: 〇〇年〇〇月〇〇日

品名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	数量	〇〇〇〇
単位	個		
備考	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		

様式第22の7 (第34条の3関係)

様式第22の7 (第34条の3関係) (PDF版番号: 22-7, 4/22/2019)

提出先: 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提出日: 〇〇年〇〇月〇〇日

品名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	数量	〇〇〇〇
単位	個		
備考	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		

様式第22の8 (第34条の3関係)

様式第22の8 (第34条の3関係) (PDF版番号: 22-8, 4/22/2019)

提出先: 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提出日: 〇〇年〇〇月〇〇日

品名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	数量	〇〇〇〇
単位	個		
備考	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		

(注) 1 特別指定については、3番目の欄からの記載。  
2 在庫数量については、必要に応じて記載。



様式第 22 の 11 (第 3 4 条の 3 関係)

1. 申請人  
2. 申請理由  
3. 申請書類  
4. 申請日  
5. 申請場所

申請種別	申請理由	申請書類	申請日	申請場所

様式第 22 の 12 (第 3 4 条の 4 関係)

1. 申請人  
2. 申請理由  
3. 申請書類  
4. 申請日  
5. 申請場所

申請種別	申請理由	申請書類	申請日	申請場所

様式第 22 の 13 (第 3 4 条の 4 関係)

1. 申請人  
2. 申請理由  
3. 申請書類  
4. 申請日  
5. 申請場所

申請種別	申請理由	申請書類	申請日	申請場所

様式第 22 の 14 (第 3 4 条の 4 関係)

1. 申請人  
2. 申請理由  
3. 申請書類  
4. 申請日  
5. 申請場所

申請種別	申請理由	申請書類	申請日	申請場所







様式第22の19（第34条の4関係）（石油業者等への提供）

1. 提供先（個人・法人を問わず）			2. 石油製品（軽油、灯油、ガソリン、ガソリン用ガソリン）				3. 手数料（税関料、引当金）		4. 石油製品の消費（単位：リットル）		5. 石油製品の消費（単位：リットル）	
氏名	住所	業種	品名	数量	単位	数量	単位	品名	数量	品名	数量	

6. 石油製品の消費（単位：リットル）			7. 石油製品の消費（単位：リットル）			8. 石油製品の消費（単位：リットル）		
品名	数量	単位	品名	数量	単位	品名	数量	単位

様式第22（石油業者等への提供）（石油業者等への提供）

石油（石油製品）消費状況等報告書

年月日

提供先 氏名、住所、業種  
（個人・法人を問わず）

石油製品消費状況  
品名、数量、単位  
（個人・法人を問わず、その消費先の名称も記載）

石油製品の消費に関する取扱いの決定により、石油（石油製品）の消費先が変更された場合には、必ず報告書に反映してください。

備考 1 用途が不明なものは、石油業界標準Aとします。  
2 用途が不明なものは、石油業界標準Bとします。

備考

1 用途が不明なものは、石油業界標準Aとします。  
2 用途が不明なものは、石油業界標準Bとします。

石油（石油製品）消費に関する取扱いの決定により、石油（石油製品）の消費先が変更された場合には、必ず報告書に反映してください。

備考 1 用途が不明なものは、石油業界標準Aとします。  
2 用途が不明なものは、石油業界標準Bとします。



第5表 2. 年 月末日の各事業所の自己所有右特許業務能力

事業所名	事業種別	所在地	特許業務能力			特許業務能力			特許業務能力			特許業務能力		
			登録済	廃止中	廃止済	登録済	廃止中	廃止済	登録済	廃止中	廃止済	登録済	廃止中	廃止済

- 備考 1 用語の大きさは、日本産業規格A 4とする。
- 2 「特許業務」の欄には特許許可容量を記載すること。
- 3 「登録」の欄には現在中止中の右特許業務所をすべての特許業務の数を記載すること。
- 4 「廃止」の欄には中止中の右特許業務所をすべての特許業務の数を記載すること。
- 5 「特許業務能力」の欄には「特許業務」に対して、「特許業務」から「特許業務」を除いた数値を記載すること。

第5表 3. 年 月末日の各事業所の自己所有右特許業務の内訳等

事業所名	事業種別	所在地	特許業務能力			特許業務能力			特許業務能力			特許業務能力		
			登録済	廃止中	廃止済	登録済	廃止中	廃止済	登録済	廃止中	廃止済	登録済	廃止中	廃止済

- 備考 1 用語の大きさは、日本産業規格A 4とする。
- 2 「特許業務」の欄には特許許可容量を記載すること。
- 3 「登録」の欄には現在中止中の右特許業務所をすべての特許業務の数を記載すること。
- 4 「廃止」の欄には中止中の右特許業務所をすべての特許業務の数を記載すること。
- 5 「特許業務能力」の欄には「特許業務」に対して、「特許業務」から「特許業務」を除いた数値を記載すること。

第5表 3. 年 月末日の各事業所の自己所有右特許業務の内訳等

事業所名	事業種別	所在地	特許業務能力			特許業務能力			特許業務能力			特許業務能力		
			登録済	廃止中	廃止済	登録済	廃止中	廃止済	登録済	廃止中	廃止済	登録済	廃止中	廃止済

- 備考 1 用語の大きさは、日本産業規格A 4とする。
- 2 「特許業務」の欄には特許許可容量を記載すること。
- 3 「登録」の欄には現在中止中の右特許業務所をすべての特許業務の数を記載すること。
- 4 「廃止」の欄には中止中の右特許業務所をすべての特許業務の数を記載すること。
- 5 「特許業務能力」の欄には「特許業務」に対して、「特許業務」から「特許業務」を除いた数値を記載すること。

第5表 4. 特許業務能力

事業会社	事業所名	特許業務能力			特許業務能力			特許業務能力		
		登録済	廃止中	廃止済	登録済	廃止中	廃止済	登録済	廃止中	廃止済

- 備考 1 用語の大きさは、日本産業規格A 4とする。
- 2 各種の右特許業務所に於ける右特許業務能力を記載すること。



様式第26 (第36条関係) (行: 国連本部・経済・社会理事会/ 年: 平成26年/ 月: 10月/ 日: 10日)

石川 隆 三 様

最終確認日: 年 月 日

記帳者の氏名: 姓 名

住所: 氏 名

次のとおり、右欄輸入業者を承認するに同意したことを証明します。

記帳者の氏名及び住所	
記帳者の登録年月日及び登録番号	
右欄輸入業者の地位を承認した年月日及び住所	
承認開始の年月日	

備考 1 期限の満了日は、日本国承認後4日とする。  
2 記帳者は、右欄輸入業者の地位を承認する者として承認された日より後の輸入業者とする。

様式第27 (第36条関係) (行: 国連本部・経済・社会理事会/ 年: 平成26年/ 月: 10月/ 日: 10日)

石川 隆 三 様

最終確認日: 年 月 日

記帳者の氏名: 姓 名

住所: 氏 名

次のとおり、右欄輸入業者について情報が多量にありましたことを証明します。

記帳者の氏名及び住所	
記帳者の登録年月日及び登録番号	
右欄輸入業者の地位を承認した年月日及び住所	
承認開始の年月日	

備考 1 期限の満了日は、日本国承認後4日とする。  
2 記帳者は、本人以上とする。

様式第28 (第36条関係) (行: 国連本部・経済・社会理事会/ 年: 平成26年/ 月: 10月/ 日: 10日)

石川 隆 三 様

最終確認日: 年 月 日

記帳者の氏名: 姓 名

住所: 氏 名

承認者: 姓 名 (個人にあっては、代表者の氏名)  
住所: 氏 名 (個人にあっては、代表者の氏名)

承認者: 姓 名 (個人にあっては、代表者の氏名)  
住所: 氏 名 (個人にあっては、代表者の氏名)

次のとおり情報によって右欄輸入業者の承認がなされましたことを証明します。

承認者の氏名及び住所	
承認者の登録年月日	

備考 1 期限の満了日は、日本国承認後4日とする。

様式第29 (第39条関係) (行: 国連本部・経済・社会理事会/ 年: 平成26年/ 月: 10月/ 日: 10日)

石川 隆 三 様

最終確認日: 年 月 日

記帳者の氏名: 姓 名

住所: 氏 名

承認者: 姓 名 (個人にあっては、代表者の氏名)  
住所: 氏 名 (個人にあっては、代表者の氏名)

右欄の輸入業者の承認に関する証明書の提出に基づき、次のとおり提出します。

承認年月日	
記帳者の氏名、住所及び住所	
承認の理由	
記帳者に係る免許番号	
承認者の承認の承認番号	
承認者の承認の承認番号	

備考 1 期限の満了日は、日本国承認後4日とする。  
2 「承認者の承認の承認番号」の欄は、原則として提出する必要はありません。

様式第30 (第39条関係) (行内閣府令(第14号)第3条第1項(第1号)第1号)  
 石油精製業者の取締役等に関する事項

取締役等 氏名 職名 備考  
 氏名 職名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 氏名 職名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 氏名 職名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 氏名 職名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)

次のとおり、石油精製業者の事業の全部の譲渡が行われたことと認められます。

譲渡した者の譲渡年月日	
譲渡した年月日	

備考 1 用語の大意は、日本企業法第4条とする。  
 備考 2 譲渡した者は、日本企業法第4条とする。

様式第31 (第39条関係) (行内閣府令(第14号)第3条第1項(第1号)第2号)  
 石油精製業者の取締役等に関する事項

取締役等 氏名 職名  
 氏名 職名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 氏名 職名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)

次のとおり、石油精製業者の事業の全部の譲渡が行われたことと認められます。

譲渡した者の譲渡年月日	
譲渡した年月日	

備考 1 用語の大意は、日本企業法第4条とする。  
 備考 2 譲渡した者は、石油精製業者の事業の全部の譲渡が行われたことと認められます。

様式第32 (第39条関係) (行内閣府令(第14号)第3条第1項(第1号)第3号)  
 石油精製業者の取締役等に関する事項

取締役等 氏名 職名  
 氏名 職名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 氏名 職名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 氏名 職名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)

次のとおり石油精製業者について譲渡が行われたことと認められます。

譲渡した者の譲渡年月日	
譲渡した年月日	

備考 1 用語の大意は、日本企業法第4条とする。  
 備考 2 譲渡した者は、日本企業法第4条とする。

様式第33 (第39条関係) (行内閣府令(第14号)第3条第1項(第1号)第4号)  
 石油精製業者の取締役等に関する事項

取締役等 氏名 職名  
 氏名 職名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 氏名 職名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 氏名 職名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)

次のとおり石油精製業者の事業の全部の譲渡が行われたことと認められます。

譲渡した者の譲渡年月日	
譲渡した年月日	

備考 1 用語の大意は、日本企業法第4条とする。  
 備考 2 譲渡した者は、日本企業法第4条とする。

様式第 34（第41条関係）（付随書類①～④、付随書類⑤～⑧）  
 特定記録閲覧請求書提出申請書  
 年 月 日

届出者氏名 姓 氏名  
 届出者住所 氏 名  
 届出者電話番号 氏 名  
 届出者印 氏 名  
 届出者印住所 氏 名  
 届出者印電話番号 氏 名

届出理由（届出理由欄に記入する住所情報と届出理由欄に記入した住所が異なる場合は届出理由欄に記入し、その上は別紙に記入してください。）

届出理由	
届出理由の届出理由	
届出理由の届出理由	
届出理由の届出理由	
届出理由の届出理由	

備考 1 届出の大半は、日本国籍を有する者とする。  
 2 届出理由欄に届出理由を記載し、届出理由欄に記入した住所に記入した住所を有する者であることを証明する必要がある場合は、届出理由欄に記入してください。

様式第 35（第41条関係）（付随書類①～④、付随書類⑤～⑧）  
 特定記録閲覧請求書提出申請書  
 年 月 日

届出者氏名 姓 氏名  
 届出者住所 氏 名  
 届出者電話番号 氏 名  
 届出者印 氏 名  
 届出者印住所 氏 名  
 届出者印電話番号 氏 名

届出理由（届出理由欄に記入する住所情報と届出理由欄に記入した住所が異なる場合は届出理由欄に記入し、その上は別紙に記入してください。）

届出理由	
届出理由の届出理由	
届出理由の届出理由	
届出理由の届出理由	
届出理由の届出理由	

備考 1 届出の大半は、日本国籍を有する者とする。  
 2 届出理由欄に届出理由を記載し、届出理由欄に記入した住所に記入した住所を有する者であることを証明する必要がある場合は、届出理由欄に記入してください。

様式第 36（第41条関係）（付随書類①～④、付随書類⑤～⑧）  
 特定記録閲覧請求書提出申請書  
 年 月 日

届出者氏名 姓 氏名  
 届出者住所 氏 名  
 届出者電話番号 氏 名  
 届出者印 氏 名  
 届出者印住所 氏 名  
 届出者印電話番号 氏 名

届出理由（届出理由欄に記入する住所情報と届出理由欄に記入した住所が異なる場合は届出理由欄に記入し、その上は別紙に記入してください。）

届出理由	
届出理由の届出理由	
届出理由の届出理由	
届出理由の届出理由	
届出理由の届出理由	

備考 1 届出の大半は、日本国籍を有する者とする。  
 2 届出理由欄に届出理由を記載し、届出理由欄に記入した住所に記入した住所を有する者であることを証明する必要がある場合は、届出理由欄に記入してください。

様式第 37（第41条関係）（付随書類①～④、付随書類⑤～⑧）  
 特定記録閲覧請求書提出申請書  
 年 月 日

届出者氏名 姓 氏名  
 届出者住所 氏 名  
 届出者電話番号 氏 名  
 届出者印 氏 名  
 届出者印住所 氏 名  
 届出者印電話番号 氏 名

届出理由（届出理由欄に記入する住所情報と届出理由欄に記入した住所が異なる場合は届出理由欄に記入し、その上は別紙に記入してください。）

届出理由	
届出理由の届出理由	
届出理由の届出理由	
届出理由の届出理由	
届出理由の届出理由	

備考 1 届出の大半は、日本国籍を有する者とする。  
 2 届出理由欄に届出理由を記載し、届出理由欄に記入した住所に記入した住所を有する者であることを証明する必要がある場合は、届出理由欄に記入してください。

様式第38 (第41条関係) (付随書類1-25号、付随書類11-9号並同封一併提出)  
 石炭石炭酸電着集積装置取替

届出書提出日 年 月 日

届出者 機名、機号  
 氏 名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 住 所  
 承継者 機名、機号  
 氏 名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 住 所

次のとおり申請により、所定石炭酸電着集積装置の取替が完了したことを証明します。

取替集積装置の届出年月日
取替集積装置の年月日

備考 1 届出の大きさは、日本集積規格A4とします。

様式第39 (第41条関係) (付随書類1-25号、付随書類11-9号並同封一併提出)  
 石炭石炭酸電着集積装置取替

届出書提出日 年 月 日

届出者 機名、機号  
 氏 名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 住 所

石炭石炭酸電着集積装置の取替が完了したことを証明します。

取替集積装置の届出年月日
取替集積装置の年月日
取替集積装置の取替集積装置
取替集積装置の取替集積装置
取替集積装置の取替集積装置
取替集積装置の取替集積装置
取替集積装置の取替集積装置
取替集積装置の取替集積装置

備考 1 届出の大きさは、日本集積規格A4とします。  
 2 「取替集積装置の取替集積装置」の欄は、取替集積装置について申請する集積装置1台ごとの取替集積装置の取替集積装置とします。

様式第40 (第41条関係) (付随書類1-25号、付随書類11-9号並同封一併提出)  
 石炭石炭酸電着集積装置取替

届出書提出日 年 月 日

届出者 機名、機号  
 氏 名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 住 所

譲り受けた者 機名、機号  
 氏 名  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 住 所

次のとおり、石炭石炭酸電着集積装置の譲り受けたことを証明します。

譲り受けた者の届出年月日
譲り受けた者の年月日

備考 1 届出の大きさは、日本集積規格A4とします。

様式第41 (第41条関係) (付随書類1-25号、付随書類11-9号並同封一併提出)  
 石炭石炭酸電着集積装置取替

届出書提出日 年 月 日

届出者の氏名  
 氏 名

次のとおり、石炭石炭酸電着集積装置の譲り受けたことを証明します。

譲り受けた者の届出年月日
譲り受けた者の年月日
石炭石炭酸電着集積装置の譲り受けた者の届出年月日
石炭石炭酸電着集積装置の譲り受けた者の年月日
石炭石炭酸電着集積装置の譲り受けた者の届出年月日
石炭石炭酸電着集積装置の譲り受けた者の年月日

備考 1 届出の大きさは、日本集積規格A4とします。  
 2 証明集積装置、石炭石炭酸電着集積装置の譲り受けたことを証明する集積装置1台ごとの取替集積装置の取替集積装置とします。





